

社会福祉法人が作成する書類の公表について

- 社会福祉法人が作成する以下の書類は、インターネットを利用して、公表する必要があります。

令和2年度より、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム（以下、「システム」という。）において、下記のすべての書類について公表が可能になりました。

つきましては、非公開情報（住所）に注意頂き、システムへの届出処理をお願いいたします。

書類	留意点
定款	所轄庁の認可を受けた最新のもの
計算書類 （貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	法人全体の計算書類、内訳表、事業区分内訳表及び拠点区分単位の計算書類が公表の対象です。また、計算書類の注記（法人全体・拠点区分）についても公表が必要です。
現況報告書	個人の権利利益が害されるおそれ又は利用者の安全に支障を来すおそれがある部分を除き、法人の運営に係る重要な部分に限り公表義務があります。公表の対象となる項目は、現況報告書記載要領25ページの「その他留意事項」を御確認ください。
役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）	個人の権利利益が害されるおそれがある部分（住所）は公表の対象外です。
報酬等の支給の基準（役員等報酬規程）	評議員会による承認を受けたもの
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額がある場合のみ

- 母子生活支援施設、婦人保護施設その他所在地を公開していない施設を経営する法人は、現況報告書記載要領1ページの【共通事項】を御確認のうえ、現況報告書のほか、定款や計算書類についても非公開情報の取扱いに御注意ください。